

山梨県環境影響評価等技術審議会 会議概要
～都市計画道路甲府外郭環状道路東区間に係る環境影響評価方法書について～

日時 平成19年2月22日(木) 15:30～17:30

場所 県民会館801会議室

会議出席者

<委員>

田中収会長、石井信行委員、片谷教孝委員、工藤康子委員、
坂本康委員、田中章委員、中込司郎委員、平林公男委員、
福原博篤委員、山下恭弘委員、湯本光子委員

<事業者>

都市計画決定権者 山梨県(土木部都市計画課)
宮田文夫都市計画課長、丸山正視課長補佐、望月一良主査、若尾洋一副主査
事業者：山梨県(土木部道路企画室)
山本力課長、河西秀樹室長補佐、新藤裕一副主査、佐藤勉主任
事業者：国土交通省関東地方整備局(甲府河川国道事務所 新山梨環状道路調査室)
瀧波慎一室長、服田道男建設監督官、山口誠専門員
事業者コンサル(株式会社 長大) 横田太作、茂木哲一、他2名

<事務局>

森林環境部 河西正男参事
みどり自然課 相沢享課長、秋山総括課長補佐、
保延和正主査、土橋史副主査、深澤知技師

会議次第

1. 開会
2. 森林環境部参事あいさつ
3. 議事
 - 1) 会長選出
 - 2) 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間にかかる環境影響評価方法書について
 - 3) その他
4. 閉会

当日配布資料(日程表、席次表、委員名簿)

1 開会

進行：秋山総括課長補佐

本日は、皆様にはご多忙のところ、本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本件につきましては、平成18年12月21日から事業者による環境影響評価方法書の縦覧が行なわれ、今月9日まで「環境の保全の見地からの意見」の募集が行なわれたところであり、今後、意見概要書の提出を受けた後、知事は90日以内に知事意見を述べることとなります。

今回は、『先ほど実施しました現地調査』の状況を踏まえる中で環境影響評価方法書の内容について、事業者の説明を受けながら、ご検討頂きたいと考えております。

2 あいさつ

進行：秋山総括課長補佐

議事に移る前に、河西森林環境部参事より、ごあいさつ申し上げます。

河西森林環境部参事

本日は、貴重なお時間を本県の環境影響評価制度のためにさいて頂きまして、大変感謝申し上げます。

委員の皆様におかれましては、昨年12月の委員の委嘱替えを経まして、新たな任期のもと、その職をお願いすることとなりますので、これまでに引き続き、皆様のご意見をいただけますよう、よろしくお願い致します。

また、今回の都市計画道路甲府外郭環状道路東区間につきましては、昨年12月21日から方法書手続を開始し、現在住民からの意見のとりまとめを行なっているところです。

当該事業につきましては、今後、事業者からの意見概要書の提出を受ける中で、知事の意見を述べてゆくこととなります。

本日の審議会は、知事意見を形成するにあたり、事業者から評価の内容について説明を受けた後、皆様のご意見の集約をお願いすることとなります、短い時間ではございますが、ご審議をよろしくお願い致します。

委員の皆様には、引き続きお力添えをいただくこととなりますがご理解とご協力をお願いして、挨拶とさせていただきます。

進行：秋山総括課長補佐

それでは議事に移りたいと思います。

3 議 事

進行：秋山総括課長補佐

ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、11名の出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条11項に定められた、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

第1号議案 会長選任

進行：秋山総括課長補佐

本審議会の議長は、条例第47条10項の規定により、会長があたることとなっておりますが、本日は、委嘱後初めての審議会でございますので、先ず、会長の選出をお願いしたいと思います。

会長の選任につきましては、条例47条第7項の規定により委員の互選となっております。

どなたか、ご提案はございませんか。

福原委員 事務局に一任します。

進行：秋山総括課長補佐

ただいま、事務局一任というご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

事務局から提案してください。

事務局：保延主査

事務局としては、これまでに引き続き田中収委員に会長の職をお願いしたいと考えています。

委員 異議なし

進行：秋山総括課長補佐

引き続き、会長の職務代理者の選任につきましては、条例47条第9項の規定により、あらかじめ会長が指名する委員が会長の職務を代理することとなっております。

田中会長、職務代理者の指名をお願いします。

田中(収)会長

片谷委員をお願いします。

委員 異議なし

進行：秋山総括課長補佐

田中会長ご挨拶をお願いします。

田中(収)会長 あいさつ

山梨県はご存知のとおり、古い日本列島と新しい日本列島が交錯している特殊な場所です。四方を山に囲まれた盆地地形となっており、多様な地質が見られます。環境でもモデル都市的なものにしたいと常々考えています。多くの問題はありますが、皆様の専門的な知識を活かしながらより良い環境を後世に残したいと考えます。よろしく申し上げます。

第2号議案 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間環境影響評価方法書について

田中会長 予定の時刻を大分過ぎています。事業者は手短かに説明をお願いします。

事業者：道路企画室 新藤副主査：(箇所 P.1,2,6,4-18,5-21,5-4,5-2~3,5-27~29)

大気質については、国交省指針の標準項目に工事中のSPM及び二酸化窒素を追加しました。また、橋梁、高架から発生する恐れのある、低周波音を環境影響評価項目に追加した。

地下水については、県の「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」において、笛吹市全域が第1種地下水採取適正化地域に指定されていること、及び東油川周辺の地下水位が高いことから、項目として選定した。

濁水については、計画区間内において休憩所がないことから、水の濁りによる影響はないと判断し、項目に追加しなかった。

5-27~29に調査地点を示した。

事前に行われたPIにおいて要望があった環境への配慮事項については、5-2~3に示した。

坂本委員 地下水については、調査地点が示されていないため不明であるが、今後調べて場所を決めるということか。(P.5-18)

事業者：瀧波専門官

既存の観測点の水位の変動について整理するとしております。

坂本委員 決まっているということか。

事業者：瀧波専門官

はい。

坂本委員 また、PIの資料(概略計画)において、地元の意見として、水害に対し強い不安を抱いているとあるが、道路計画においてこうした意見が出たのにはどういう背景があるのか。

事業者：瀧波専門官

意見は、協議会からの意見である。

この地域(東油川)は笛吹川、濁川、平等川、に挟まれた三角地帯であり、過去から水害が発生している経緯がある。

そのため、こうした地域に道路ができ、盛土により(水路が)塞がれる事により上流域が氾濫する事を住民が不安になったという意見がPI活動の中で寄せられ、協議会においてこうした配慮をするよう指摘されました。

そのため、事業者の回答として、水害時の緊急輸送道路となる構造とする、水害時の排水性を確保するため一部を嵩上げ式とすることで水害の影響を少なくできるかどうかを検討することとしている。

坂本委員 高架にするから大丈夫だということで方法書に記載されていないのか。

事業者：瀧波専門官

方法書においては、「嵩上げ式」という表現があり、「盛土」、「高架」の総称として都市計画上の位置付けで入っている。

坂本委員 評価を行う項目の選定に入っていないのはなぜか。高架にするから問題ないという判断ということか。

事業者：瀧波専門官

環境影響評価の項目に水害が入っていないからです。

坂本委員 水象で扱うことはできないのか。

瀧波委員 環境影響評価の項目の中に水害というものがないので、構造では配慮しているが、環境影響評価の項目としては選定していない。

坂本委員 概略計画ではこれに対する回答はどうなっているのか。

事業者：瀧波専門官

計画の路線図の(4)の枠に記載した。

田中章委員 P.5-23の生態系について、予測方法について。

新たに創出される緑地について記載があるが、ここでいう「緑地」の意味について確認したい。「注目種に対するハビタット」を意味するのか、それとも、単純に公園の樹木のような「緑地」なのか。

ここで緑地の意味が摩り替わってしまっているようだが、生態系で議論するうえでの「緑地」は「ハビタット」でなければいけないと考えるがどうか。

事業者：瀧波専門官

予測手法については、注目種・群集について消失、縮小する区間を把握し前後の状況を明らかにして行うということであり、「緑地」は「ハビタット」となるかどうかははっきりしないが、例えば貴重種があればその種について、生態全体としての見方をしている。それがハビタットの概念か生態系の整理を行うかは決まっていない。

田中章委員 回答が分かりにくいのですが。「緑地」という概念は単に芝を張る等の都市のオープンスペース的なものであり、自然を補償するものについては「緑地」と呼ばないほうが良い。質の低いものを作るのではないと思うので、ここでは「緑地」とするのは適切ではないと考える。

また、評価の手法の欄において、環境保全措置中の「検討結果の検証」の『検証』と、「評価手法」の『評価』の意味の違いは何か。「検証」には、回避、低減、代償を対象としているが、評価手法では「回避」又は「低減」だけになり、また代償が無くなっている。

『検証』と『評価』は同じ意味であれば、表現を修正する必要がある。

事業者：瀧波専門官

評価では代償が抜けているので、委員の意見に基づいた評価の手法について準備書の段階で表現方法等を考えます。

田中委員 「検討結果の検証」と「評価」は同じ意味ということか。

事業者：瀧波専門官

割り切ることはできないと思います。

田中委員 「検討」、「検証」、「評価」など異なる表現で非常にわかりにくいのでもう少し分かりやすくしたほうが良いと思います。

平林委員 既存文献調査が多く出てくる。例えばP.4-41等であるが、こうした調査で20~40年前の資料も環境影響評価の文献として整理するとしているが、これらを参考としながら予測等を行うのか。

瀧波委員 現地調査を基本とし、文献調査は基本的に現地調査の参考とします。例えば5-22において、調査手法に文献と現地調査を記載しているが、現地調査を基本とし、調査範囲はP.5-28の示したように100m~250mの範囲を対象として調査を行う。

平林委員 文献としては、10年位前から直前のデータを使うのが普通であり、20~30年前のものを持ってきているのであれば心配だ。方法書中の専門家のコメントでは、「参考程度に」とあるが、参考になるかどうかも疑問である。

また、地下水の関係では井戸水(P.4-25)について、井戸のデータが方法書に記載されていないが、計画路線に最も近い井戸がどれなのか、最も影響を受ける恐れのある井戸はどれなのか等、具体的な情報がないがなぜか。

事業者：瀧波専門官

方法書の図で判らないと思うので、準備書段階で明らかにします。

平林委員

計画路線と井戸の位置関係は非常に重要な項目ですのでお願いします。

事業者：瀧波専門官

分かりました。

田中章委員

文献調査については、10年程度というとても近いものだけでなく、ここに掲載されている20～30年程度のものは当然調べておく事が必要と考える。

特に、都市化を考えると、10年では近すぎることもあるので広く取ることも必要と考えます。

文献調査については、できるだけ多く収集しておいていただきたい。

事業者：瀧波専門官

福原委員

文献については時間が経過したものもあるが、必ずしも当該地域を的確に示したものではないものもあるが、文献は広く多めに収集しています。P.4-12において騒音の部分において一般国道20号の2点において環境基準を超過しているとあるが、表の参考の「要請限度」の値として、P.4-120の騒音に係る環境基準ではなくP.4-140の近接空間の特例値を用いているが理由はなぜか。

低周波音を環境影響評価の項目取り入れたのは良いと思う。しかし、国際基準（ISO）ではG特性による評価を取り入れているが、国内では参考値であること。

また、心身、建物への影響の度合いについては周波数分析が求められています。更にそれらについては、今のところ固定した定常音源であることとなっている。

ここで述べているのは、一つの手法の例なのか、実際の評価の手法としてG特性を使うということなのか。

評価にG特性を用いることについては、環境省も自動車を含めた移動音源に関する低周波の検討を行っているところであり、実施する際は、最新の知見により評価を行うべきではないか。

P.5-26の廃棄物については、手法の選定理由に地域特性として産業廃棄物処分業者が周辺に複数あると述べているが。こうしたところに処理を依頼するかどうかについてはこの文書は明確になっていない。表現としては不十分である。

景観で取り上げている「快適性」については、まだまだ研究的要素を残しているが、多様な主張が出てくる可能性があるため、手法や着目点を具体的にどのように考えるのか確認しておく必要がある。

評価手法について定性的に行うのか定量的に行うのかについてより明確にしておかないと議論が混乱する恐れがある。表現を工夫する必要があると考えます。

石井委員

風景・景観について今回の案件においては、日常的な視点が重要と考えている。逆に、市街地に道ができること、また、特別な景観資源がある場所ではないと思われるので主要眺望点はあまり重要ではないのではな

いか。

日常的な視点の評価について、住民に対するアンケートは方法書には記載されていないが、その場所にとっては重要な景観であるといった情報については収集しておく必要がある。

平面図から、近くに寺社仏閣が集まっているところがあるので、こうした地域に関連した景観についても検討が必要であり、地元の方々から意見を取り入れる手法が記載されていないので、こうした情報が収集できる手法を取り入れた方が良いのではないか。

予測手法は分かるが、評価手法については手法の説明がない。

日常的な視点の評価にアニメーションCGを組み合わせるとはどうか。より分かりやすくなると思うが。

土工と高架ではコスト面でどの程度違うのか。

事業者：瀧波専門官

価格については、買収する土地の価格、道路の高さ等により一概にはいえないが、一般的には土工（盛土）の方が安くなる。

石井委員 確認したかったのは、景観という視点から、盛土に比べて高架の方が景観的なインパクトが小さいことから、コストで盛土と高架であまり差がないのであれば取り入れて頂きたいと考えたためです。コストに大きな差があるのであれば結構です。

田中収会長 環状道路の中で、今回の路線は最も液状化による地震時の災害が心配な地域である。例えば関東大震災においても液状化により土手がほとんど崩れた地域である。

玉穂周辺においては、遺跡等からも液状化の痕跡を見ることができる。このようなことから、盛土、高架の構造については、その辺りも考慮して頂きたい部分です。

景観については、山梨県の地形は2000m～500mまでの階段状に視点場がある盆地地形であることから、「坊ヶ峯」周辺だけではなく、もっと弘視点からののがあっても良いのではないか。

盆地の夜景としては、興味深いものとなる考える。

工藤委員 方法書の構成について、折り込みが多く、また、地図の北が上になっていないため、非常に読みづらいものとなっている。今回の資料についても工夫すればA4に収まるのではないか。

また、評価手法の選定等の部分についても項目毎にまとめてもっとシンプルにすべきだ。重複する部分が多すぎて非常に分かりづらい。もっと分かりやすいものを作るべきだ。

事業内容について情報があまりにも不足している。今回の事業のパンフレット（概略計画）をもらい、現地調査を行わなければ事業の様子が全くイメージできなかった。

例えば、大気についてP.5-6の地域特性において「地形の状況」があるが、文書で書いてあるが断面図等がなければ分からない、また、「土地利用状況」についても付図がない。

「交通の状況」については、いくつか重要な結節点があるはずだが、今回計画している道路と周辺の道路との位置関係の図がない。

「調査の手法」については、「現地調査」で「気象庁の地上気象観測指針に規定する方法による」としているが、具体的な手法が全く記載されていない。「調査地点の設定」で「適切かつ効果的に把握できる地点を

設定する」としているが、設定基準・選定方法の記載がないため、選定方法が全く分からない。

特に調査地点に国道20号との交差点に調査地点を設けないのか、理解できない。また、光化学オキシダントが基準を超えているが、これについての記載がないのはなぜか。

「交通量の設定」について、どのように予測し評価するのか不明である。このようなことから、方法書の審査を行うにあたり、調査・予測等の手法が適切かどうか判断するのに必要な情報が不足しているため、もっと情報を出してもらわなければ責任ある判断ができない。事業特性及び地域特性をしっかりと書き込まなければ、判断できないので修正する必要がある。

山下委員 土手ができることによるコミュニティの分断をどのように考えるのか、またそれに対応する客土の搬入搬出量について、記述がない中で環境影響評価を行ってゆく中で問題が出てくるのではないかと。もっと具体的な記述がなければ方法書としては不十分ではないのか。利害関係等もあるが、分かりやすい記載とするべきだ。特に、盛土工程で搬入される土が環境にどれだけの負荷を与えるのか疑問であり、そういった記載を加える必要がある。

工藤委員 盛土にするか高架するかについては、環境影響評価の中で大きな被害が出てくる。大気の拡散においても盛土により気流の変更を生じる。国内においても盛土により冷気流の流れを堰き止めてしまったことによる、霜の害が発生した事例もある。空気の通り道を変更することは大きな環境影響を及ぼす要因となるため、方法書では、盛土、高架の場所等について明らかにされていないが、記載しておく必要がある。

湯本委員 P.5-21の動物調査の「調査期間」について、「活動時間」とあるが、これは夜間調査を含むと解釈して良いか。調査を一年間とするならば、調査を特定の動物の棲息に絞ってしまい調査が薄くなる恐れがある。特定の動物に絞った調査方法となってしまうようにする必要がある。夜間調査を含むのであれば、調査期間に四季だけでなく夜間調査を含むことも記載しておく必要がある。

平林委員 P.Iの資料中に意見概要が記載してあり、どのように反映されたかが分かりやすく記載されているが、こうした内容は方法書のどこに記載されているのか。

事業者：瀧波専門官

環境影響評価方法書であり調査、予測の方法のみを記載した資料であるため、入っていません。

平林委員 分かりました。

湯本委員 P.4-71,72について、要注目種の中に爬虫類がはいってないが、注目すべきものがないという考えですか。生態系の検討項目に入っていないが、調査を実施しないのか。

事業者：コンサルタント(株)長大 茂木

生態系の主な構成・食物連鎖図についてP.44-68,69に記載した。P.4-71,72に記載がないのは、比較的多く見られるものを選定したためであり、両生爬虫類については今の段階では入れてない。現地調査の結果を見ながら、必要があれば入れてゆく。

夜間調査については、昆虫類のライトトラップを行うので、ほ乳類については適宜を対象に行う。両性爬虫類については鳴き声調査等を併せて行う。時間等を考慮して行なうこととしたいと思います。

福原委員

P.5-3の専門家からの技術的助言だけでなく、住民の意見もしっかり聞いて明確にする必要がある。

事業者：道路企画室河西室長補佐

専門家の意見はP Iによるものではない。

田中章委員

今回の資料は、既に縦覧期間が終了しているのに、事務局からあらかじめ今回の審議会の位置付け、意見の反映の方法については毎回、整理・説明をもらった方が良くと思います。

P.5-3の表5-2-2において専門家の「植物分類生態学」とあるがどのような分野か。これは複数の分野の専門家を併せてこう呼んでいるのかそれとも単一なのか。

事業者：コンサルタント(株)長大 茂木

各分野については、1名の専門家から聞きました。分野については意見を聞いた専門家からそのように説明された。

田中章委員

P I資料(概略計画)のP.6の右上のアンケート結果で最も多い743名が環境・景観に対するものであるが、質問の仕方として「環境・景観」したのか、様々な内容の意見を集約した結果なのか。

事業者：道路企画室河西室長補佐

アンケートの結果ではなく、説明会等を行った際、意見票を出してもらい、中身は様々であり、それをとりまとめたものです。

田中章委員

方法書の目的は、多くの意見・問題を絞り込み、メリハリのあるアセスを行うためのものです。そのため、そうした貴重な意見がどのように反映されているのか。『環境への影響』のような取りまとめをしてしまっただけでは、何のために方法書手続を行っているのかわからなくなってしまう。どのような『環境への影響』の意見が多かったのか記憶している範囲で良いので、上位5位くらいの意見はどのようなものだったのか。

事業者：道路企画室河西室長補佐

「環境・景観」の整理については、説明会等で自由に書いてもらったものを整理したものであり、小皆データが手元にないのでいずれはまとめて報告する。

事業者：瀧波専門官

印象に残っているものとしては「温暖な風光の広いところで、農業を行っているが、こうしたところに道路ができるのは反対だ」、水の問題については、「水について過去に浸水等があったため配慮してもらいたい。」等の意見があったと記憶している。

順位等は、資料を見なければ分からない。

全体で1,927件の意見が提出され、それらを意見毎に分類しているので3,000以上の意見を整理した結果です。

田中章委員

住民がどういったことを問題としているかを把握する事が大切であり、方に当てはめて問題を整理するのではなく、自然環境においてどのような問題があるのかが把握されていないのは、まさに本末転倒である。

中込委員

方法書の内容がどこかのモデルに今の現況を当てはめただけであることから、こうした問題が生じてしまったのではないかと。モデルはモデルとしながら事業にあったものを作るべきだ。

具体的にどうしたいのか、どうするべきなのかを記していく必要がある
と考える。

平林委員 P.4-96 に記載されている取水地点の図について、「水源」とはどういう
意味で記載しているのか。「水源」という言葉の使い方です。

事業者：瀧波専門官

甲府市、笛吹市の文献のとおりに記載したものです。

坂本委員 この地域の水道水源は地下水が多いことから、全て井戸だと思うが。
平林委員 笛吹市はそうかと思うが、甲府市は一部表流水を取水しているところも
あるので確認が必要だ。

事業者：道路企画室河西室長

資料のまま記載しているだけであり詳細は調べていません。

平林委員 地下水の予測・評価の際、重要な情報となるので、はっきりさせておい
てください。

事業者：道路企画室河西室長

調べてはっきりさせます。

時間切れのため、本案件に係る意見交換ができなかったことから、各委員の意見
については事務局に電話若しくは電子メール等で連絡し、調整を行うこととした。

第3号議案 その他 <時間切れ省略>

閉会

< 後日提出された意見 >

湯本委員

P.4-39 甲府・笛吹市では、両生類の中で、ヒダサンショウウオは現在確認されていない。

- ・イモリは甲府市北部（平瀬・上帯郡）
- ・モリアオガエルは境川の大窪
- ・魚のタナゴは タナゴとなるはず。

県内では、タイリクバラタナゴが確認されているが、在来種ではない。

P.4-71 注目種の候補

・カジカガエルは多分芦川など笛吹川の支流が主体、本流ではむずかしいかもしれない

・モリアオガエルは境川の大窪で確認されているのみ調査対象にはならない

・シュレーゲルアオガエルの卵のうは水田のあぜの中などであり、外からは見にくい。コンクリート製のあぜになれば産卵は不可能。これには無理があるのではないか。

調査範囲がどこまでかが問題になるが、少々大変でもトノサマガエルくらいしか考えられないのではないか。

は虫類も必要ではないのかと思う。カメ類

夜間調査も考えているのか。

夜間を考えていれば鳴き声調査も可能

（文献調査では地域が限定していないのでむずかしいことはわかりますが）

平林委員

1 . P.4-91 に P.4-17 を重ねてほしい。水系が把握しづらいので、大変わかりにくい。水の関係のものには、P.4-17 を薄く重ねておくとわかりやすい。

2 . P.5-4 に関連して：休憩所を設けないので、水質の項は落としたと言うことであるが、工事実施段階で、造成工事、機械の稼働、車両通行などで、水のごり、水の汚れ、水系の変化、水量の変化などが考えられる。項目を挙げるべきではないか。

3 . 調査時期、調査項目等、実際の工事が確定してからという項が多く、具体性にかける点があまりに多すぎる。

4 . （上記3 . に関連して）P.5-18 調査の手法：既存の観測井戸のどれをいつ、どのくらいの間隔で観測するのか。検討結果の検証についても、「実行可能な範囲」、「できる限り」などの、あやふやな表現が多すぎる。

5 . P.5-21 調査の手法でベイトトラップのベイトは何を使うのか？複数使うのか？使う種類によって捕れる種数に限りが出てくる。また、調査期間で、底生動物はもっとも大事な冬期が調査時期に入っていない。この理由は？

6 . P.5-23 生態系の項で、もう少し季節性を反映させてもよいのではないか（水田に水のある時期とない時期などのように）。

福原委員

工藤先生の意見についても、援護ということではないが、委員として専門的な意見を言うためには、その意図をしっかりと伝える必要があるということは、審議会で伝えた通りです。

今回の方法書等に関して、細かいことは審議会の中で伝えたとおりだが、アセス全体として、一番重大な問題は、現在審議会で審議され、委員から出された意見に対

する検証がされていないことである。その作業が行われなければ、何回審議会を開いても、同じような意見が繰り返されるだけになってしまう。出された意見を次回の審議会においてフィードバックするような仕組みにする必要がある。

坂本委員

1. 高架にするか盛土にするか決まっていないような計画では、方法の適否を判断することができない。

メモ：委員会では大気の流れへの影響の話がでていましたが、景観や水などでも同様です。水については、「概略計画」では水害の危惧への対応として「高架構造について検討します」とありますが、検討の結果どうしたのかわかりません。高架でない場合、雨水の集中する部分が変わってしまって内水排除への影響がでるおそれがあります。資料には下水道のうちの污水管についての記述しかありませんが、雨水管についての検討（雨水管の設計の前提が変わってしまう）や水路の通水能力の再検討が必要になるのではないのでしょうか。県の治水の部署の意見を聞く必要があります。場合によってはハザードマップの作り直しが必要になるでしょう。高架の場合、どのくらいの深さまでどのくらいの幅で基礎を入れるかによっては、浅い地中水への影響もありえます。高架か盛土が決まっていない状況であえて調査をするというのなら、両方の場合をそれぞれ想定した調査、それぞれの場所で2倍の調査が必要になると思います（両方調査していいほうを選ぶということなら、より進んだアセスをすると云う意味でそれはそれで結構だと思います。）。

2. PIでの意見との関係を明確にする必要がある。

メモ：PIはアリバイ的にやったのではないと思いたいです。条例の手続き上は不要ですが、やったからには、事業計画や環境影響の評価方法にどう反映させたかを明確にするのが社会常識的態度だと思います。

3. 地下水関係の方法が不明確である。

メモ：道路なので水に関わる部分はほとんどないと思っていましたが、わざわざ地下水を評価項目にいれたのでしたら、方法を明確にする必要があると思います。調査点を明確にするとともに、資料にあった井戸以外（民間の井戸など）も調査する必要があるのではないのでしょうか。